

事 務 連 絡

平成 27 年 2 月 10 日

各治験依頼者様

京都府立医科大学附属病院長

治験関係規程等の一部改正に伴う対応について

治験の実施基準である「医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令」のガイダンスについてより、第 43 条第 1 項ガイダンス 1 に従い、本院では病院長の下承または治験審査委員会の承認日のいずれか遅い日が治験分担医師の業務開始日とさせていただきます。ついては、下記のとおり関係規程等の改正を行いましたのでお知らせします。

記

1 今回改正する規程等

- ・ 京都府立医科大学附属病院治験審査委員会規程
- ・ 治験審査委員会標準業務手順書

2 改正時期

- ・ 平成 27 年 2 月 10 日